



LCA Group

瀬戸 SOLAN 小学校

Seto SOLAN Primary School

2023年度

入学募集要項（最終）

募集は締め切りいたしました。

お問い合わせ先

LCAグループ 瀬戸SOLAN小学校

〒489-0054 愛知県瀬戸市道泉町 76-1

TEL: 0561-56-2345

MAIL: office@seto-solan.ed.jp

<http://seto-solan.ed.jp>

1. 募集人数および受験資格

募集人数

新1年生 78名 1クラス26名定員で3クラス募集します。

なお、1クラス26名定員については元在籍児童が海外赴任から帰国等により復学する場合等の本校が認める事情により27名まで受け入れることがあります。

受験資格

新1年生 2016年4月2日～2017年4月1日に生まれた者。

2. 入試日程

2023年度の募集は締切りました。

・出願は問い合わせをいただき日程調整後、ホームページ上のWebシステムで行います。受験料は30,000円です。

※出願の際、以下の質問がございますので、予め文章を作成いただき、フォームでコピーペーストいただけるよう準備の上出願を進めてください。

■志望動機(800字程度)

■ご自分のお仕事や社会との関わりを通じた、自己実現と社会貢献についてのお考え(800字程度)

・試験当日の詳細は、出願受付後の返信メールに記載します。

・出願後、試験3日前までに連絡がない場合は、お手数ですが瀬戸 SOLAN 小学校事務部 0561-56-2345 (受付時間9:00～17:00)までご連絡ください。

3. 入学試験

AO入試

学校でお子さんの行動観察と保護者面接を行います。

※知能検査やペーパーによる学力検査は実施しませんのでお子さんへの特別な試験対策は必要ありません。

お子さんの試験と保護者面接は調整次第ですが原則同日設定いたします。

当日は保護者様、平服でお越しください。お子さんは幼稚園・保育園などの体操服、またはそれに準ずる服装でお越しください。体育館シューズ(上履き)をご持参ください。

試験について

本校の試験はいわゆる学力や知力(と呼ばれるもの)が高く、お行儀の良い児童を選抜するものではありません。保護者様との面接を通じて、本校が実現しようとしている教育に、ご家庭がパートナーとしてともに歩んでくださるかどうかを大切にします。ですからご家庭ではお子さまとたくさん話をして、たくさん絵本を読んで、たくさん自然体験をさせてください。

4. 入学金

合格者は、合格発表後2日後までに入学金を納入してください。(納入方法：カード決済、銀行振り込み)

受験料及び入学金の返還

一旦納入された受験料と入学金は、7項の2の(2)を除くいかなる理由があっても返還しませんのでご了承ください。

入学金

600,000円

※瀬戸市民特典として、入学金を20%割引します。

※2022年度在校生のきょうだいが入学する場合には入学金を30%減免します。

※2023年度入学する長子のきょうだいについても同様に入学金を30%減免します。※系列プリスクール「ミライノハコ」からの進学には入学金免除制度があります。

<https://mirainohako.com/news/detail/28>

5. 学費等

(月額)(年間)

- ・授業料 80,000円 960,000円
- ・施設利用整備費 20,000円 240,000円

※上記に加え、教材費、給食費、遠足等行事積立金、後援会費、制定品費(制服、リュックサック、体操服など)、資格試験等受験料が別途必要です。

※2022年度在校生のきょうだいが入学する場合には授業料(月額)80,000円を30%減免します。※2023年度入学する長子のきょうだいについても同様に授業料(月額)80,000円を30%減免します。

6. 個人情報保護と肖像権

出願に際してご提出いただく個人情報につきましては、入試および入学後の指導に関する業務以外の目的では一切使用いたしません。

本校は学校の性質上、大学はじめ研究機関、企業との連携やマスコミでの報道や広告等でお子様や保護者様の肖像が使用されることがございますので、肖像の使用について出願の時点でご了解くださったとみなします。なお、顔と名前が同時に写り込むような個人情報となる動画や静止画は公開しませんのでご安心ください。

7. 入学辞退と入学資格取消

1. 保護者様は2023年3月31日までは受験料と入学金の放棄をもって入学を辞退できます。2. 本校は次のような場合に限り入学の取消をする場合があります。申し上げるまでもありませんが、本校は教育機関でありこの条項の濫用は決して致さないことを誓約いたします。

- (1) 保護者様または同居の親族が反社会的勢力と密接な関係があると認められる場合。(2) 保護者様と本校の信頼関係が破綻し、協議を経てもなお信頼回復が不可能と認められる場合。